

(6) 土壌汚染

土壌汚染による人の健康被害の防止に関する措置等を定めた土壌汚染対策法が平成15年2月15日に施行されたことを受け、同法に基づく審査、指導等を行っています。

なお、平成21年3月末現在、指定区域の指定はありません。(資料編7-(1),(2))

土壌汚染対策法の概要

○ 目的

土壌汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護する。

○ 仕組み

調査

- ・ 有害物質使用特定施設の使用の廃止時（法第3条）
- ・ 土壌汚染により健康被害が生じるおそれがあると都道府県等が認めるとき（法第4条）

↓ 土地所有者等（所有者、管理者又は占有者）

調査・報告 指定調査機関が調査

↓ 〈土壌の汚染状態が指定基準に適合しない場合〉

指定区域の指定

都道府県知事が指定・公示する（法第5条）とともに
指定区域台帳に記載して公衆に閲覧（法第6条）

指定区域の管理

- 【土地の形質の変更の制限】（法第9条）
- ・ 指定区域において土地の形質変更をしようとする者は、都道府県等に届出
 - ・ 適切でない場合は、都道府県等が計画の変更を命令

↓ 〈汚染土壌による健康被害が生じるおそれがあると認めるとき〉

【汚染の除去等の措置】（法第7条）
都道府県知事が土地の所有者等又は汚染原因者に対し汚染の除去等の措置の実施を命令

汚染の除去が行われた場合は、指定区域の指定を解除（法第5条）

2 対 策

(1) 公共用水域及び地下水の常時監視

県では、水質汚濁防止法第15条の規定により、県内の公共用水域及び地下水の水質汚濁の状況を常時監視しています。

測定は、法第16条の規定により知事が作成した測定計画に基づき、県、国及び鹿児島市等が、環境基準項目を中心に要監視項目や栄養塩類など水域特性等を勘案した項目について、毎年計画的に幅広く水質状況を監視測定しています。

平成21年度の公共用水域及び地下水の測定計画は表 1－41、42のとおりです。

(資料編 2－(2))

表 1－41 平成21年度公共用水域水質測定計画

調 査 機 関	区分	地 点 数		項 目 数				備 考
				生活環境	健 康	要監視	その他	
鹿 児 島 県	河川	基準点	34					下記以外の 県内公共用 水域
		監視点	1	1,298	156		699	
		調査点	13					
	湖沼	基準点	6					
		監視点	5	1,008	24		674	
		調査点	1					
	海域	基準点	62					
		監視点 調査点	16	2,341	320		1,488	
	小計	基準点	102					
		監視点	22	4,647	500		2,861	
		調査点	14					
国 土 交 通 省 九州地方整備局 川内川河川事務所	河川	基準点 監視点 調査点	3 3 1	426	119	23	428	川内川水系 河川
国 土 交 通 省 九州地方整備局 大隅河川国道事務所	河川	基準点 監視点 調査点	3 2 3	488	180	22	478	肝属川水系 河川
国 土 交 通 省 九州地方整備局 鶴田ダム管理所	湖沼	基準点 監視点 調査点	2	512	104		552	鶴田ダム貯 水池
鹿 児 島 市	河川	基準点 監視点 調査点	9 8	1,072	508		1,462	鹿児島市内 河川
鹿 屋 市	河川	基準点 監視点 調査点		576	144		720	肝属川水系 河川
計			119 35 30	7,721	1,555	45	6,501	

表 1－42 平成21年度地下水の水質測定計画（項目数）

調 査 機 関	調 査 の 区 分	地点数 (井戸数)	環境基準項目検体数
鹿 児 島 県	概 況 調 査	46	531
	汚染井戸周辺地区調査	5	80
	継 続 監 視 調 査	34	58
	小 計	85	669
鹿 児 島 市	概 況 調 査	34	632
	汚染井戸周辺地区調査	5	55
	継 続 監 視 調 査	38	330
	小 計	77	1,017
薩 摩 川 内 市	継 続 監 視 調 査	10	45
	小 計	10	45
国 土 交 通 省	概 況 調 査	13	70
	小 計	13	70
計	概 況 調 査	93	1,233
	汚染井戸周辺地区調査	10	135
	継 続 監 視 調 査	82	433
合 計		185	1,801

(2) 工場・事業場の排水規制

① 排水基準

公共用水域の水質保全を図るため、水質汚濁防止法により、人の健康の保護に関する項目についてはすべての特定事業場、生活環境の保全に関する項目については排水量50 m³/日以上の特 定事業場から公共用水域に排出される水について、全国一律の排水基準が設定されています。（資料編 2－(3)）

また、自然的、社会的条件から全国一律の排水基準では環境基準を達成維持することが困難な水域においては、都道府県条例で一律排水基準より厳しい排水基準（上乘せ排水基準）を定めることができます。

本県においては、川内川上流水域、川内川中・下流水域、鹿児島市内水域（稲荷川・甲突川・新川・脇田川・永田川・和田川）、米之津川水域、大淀川水域、志布志湾流入水域（肝属川・田原川・菱田川・安楽川・前川）、万之瀬川水域及び鹿児島湾水域（鹿児島市内水域を除く）の8水域に上乘せ排水基準を設定しています。（資料編 2－(4)）

② 特定施設の届出状況

公共用水域に排水を排出しようとする工場・事業場で、水質汚濁防止法又は県公害防止条例に基づく特定施設を設置しようとする者は、同法又は県条例の規定により届出をしなければなりません。

平成21年3月31日現在の水質汚濁防止法に基づく届出状況（鹿児島市を除く）は、表 1－43のとおりで、届出総数は4,634件、そのうち生活環境項目の排出基準が適用される特定事業場（排水量が50m³/日以上、一部上乘せ排水基準適用水域は30m³/日以上）は、855事業場です。

業種別では、畜産業1,243件（26.8%）が最も多く、次いで旅館業513件（11.0%）、水産食料品製造業402件（8.6%）で、これらの業種で全体の46.4%を占めています。

また、平成21年3月31日現在の県公害防止条例に基づく届出状況は表 1－44のとおりです。

表 1 - 43 水質汚濁防止法に基づく特定施設届出状況

(平成21年 3 月末現在)

業 種	特 定 事業場数	排水基準適用事業場数※	
		30～50m ³ /日	50m ³ /日以上
鉱業	4		4
畜産農業	1,243	33	91
畜産食料品製造業	92	5	30
水産食料品製造業	402		24
保存食料品製造業	77	4	30
みそ・しょうゆ等製造業	54	2	3
砂糖製造業	12		8
パン・菓子製造業・製あん業	23		2
米菓等製造業	2		
飲料製造業	186	1	46
動物系飼料・有機質肥料製造業	21	2	3
動物系油脂製造業	19		3
イースト製造業	1		
でん粉製造業	52		48
めん類製造業	55		1
豆腐・煮豆製造業	163		2
冷凍調理食品製造業	10	1	6
紡績業・繊維製品製造業	58		4
一般製材業	5	1	
木材薬品処理業	9		
パルプ・紙・加工品製造業	1		1
新聞・出版・印刷業	17	1	
無機化学工業製品製造業	1		1
発酵工業	3		3
石けん製造業	1		
香料製造業	1		
天然樹脂製品製造業	1		
有機化学工業製品製造業	1		
タイヤ・ゴム製造業	2		
皮革製造業	6		
ガラス・ガラス製品製造業	1		
セメント製品製造業	121		1
生コンクリート製造業	149	1	22
有機質砂かべ材製造業	1		
窯業原料の精製業	7		3
砕石業	32		1
砂利採取業	24		9
鉄鋼業	1		
非鉄金属製造業	3		1
金属製品・機械器具製造業	5		
水道・工業用水道・自家用工業水道の浄水施設	3		
酸又はアルカリによる表面処理施設	55	2	12
電気めっき施設	7	1	3
旅館業	513	11	108
共同調理場	18	3	2
弁当仕出屋・弁当製造業（360m ² 以上）	3		1
飲食店（420m ² 以上）	7	1	3
洗たく業	321	2	9
写真現像業	88	1	
病院	13		10
と畜業・死亡獣畜取扱業	31		14
自動車分解整備業	3		
自動式車両洗浄施設	256		
科学技術研究施設	101	5	11
一般廃棄物処理施設	36		2
産業廃棄物処理施設	6	1	1
トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設	14		
し尿処理施設	230	9	204
下水道終末処理施設	20		20
特定事業場からの排出水の処理施設	43	8	13
計	4,634	95	760

※生活環境項目（pH、BOD、SS等）が適用される事業場